

## 長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者が行う住宅における改修に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、日常生活の安全と利便の向上を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

なお、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、高齢者が行う住宅における改修で、次に掲げるとおりとする。

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、階段、浴室及び玄関から道路までの通路等に転倒予防又は移動若しくは移乗の手助けのための手すりの取付け（工事を必要とするもの）

(2) 段差解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間、玄関から道路までの通路等の段差を解消するための敷居を低くする工事、スロープの設置、浴室の床のかさ上げ等

(3) 滑り止め、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

畳敷きから板製床材、ビニール系床材等への変更、浴室の床材の滑りにくいものへの変更、通路面の滑りにくい材料への変更等

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等への取替え、ドアノブの変更、戸車の設置等

(5) 和式便器から洋式便器への取替え

(6) 前各号に掲げる事業に付帯して必要となる次に掲げる住宅改修

ア 手すりの取付けのための壁の下地補強

イ 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事

ウ 床材変更のための下地の補修や根太の補強、通路面の材料変更のための路盤整備

エ 床の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

オ 便器の取替えに伴う給排水設備工事、床材の変更

2 補助事業は、同一建物（共同住宅の場合は同一住戸内）について1回に限るものとする。

### (交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象は、本市の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助事業を実施しようとする住宅に居住する65歳以上の者

(2) 補助金の交付申請時において、当該住宅に居住する全ての世帯員（住民基本台帳上は別世帯であるが、同一敷地内に住所を有する者を含む。）の地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（以下「市町村民税」という。）が非課税である者（共同住宅の場合は、

同一住戸に居住する全ての世帯員の市町村民税が非課税である者)

- (3) 補助金の交付申請時において、当該住宅に居住する全ての世帯員（住民基本台帳上は別世帯であるが、同一敷地内に住所を有する者を含む。）が、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条に規定する要介護認定又は同法第32条に規定する要支援認定を受けていない者

- 2 前項で定める者の他、特に市長が必要と認める者についても、補助金の交付の対象とすることができる。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助事業に要する費用（消費税含む。）の9割とする。

- 2 補助事業に要する費用は、10万円（補助金の額は9万円。）を限度とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の平面図
- (2) 見積書
- (3) 住宅の所有者の承諾書（申請者が所有者でない場合又は共有の場合）
- (4) 改修前の写真

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、補助金の交付を決定する。この場合において市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の補助金を交付すると決定した者に対しては、長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、長久手市高齢者住宅改修事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

（変更承認申請書等）

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その補助事業を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ長久手市高齢者住宅改修事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号の1）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、長久手市高齢者住宅改修事業補助金変更（中止・廃止）承認（却下）通知書（様式第4号の2）により通知するものとする。

- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、長久手市高齢者住宅改修事業補

助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した費用の領収書及び内訳書の写し
- (2) 改修後の写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの  
(補助事業の確認)

第9条 市長は、この要綱の適正執行のため、必要に応じて補助事業の状況を現場において確認するものとする。

(交付額の確定)

第10条 市長は、第8条の規定により提出された実績報告書を審査し、当該補助事業が補助金の交付決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助対象者は、前条の通知を受け取ってから30日以内に長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付請求書（様式第7号）を提出することとする。

2 市長は、前項の規定により提出された請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付申請書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

補助金の交付を受けたいので、長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

また、市による住民情報、介護情報及び課税状況（同居家族分含む。）の確認に同意するほか、同要綱を遵守します。

記

|                         |  |      |           |
|-------------------------|--|------|-----------|
| 住宅の所在地                  | 長久手市                                       |      |           |
| 補助金申請額                  | 金 円（補助事業に要する費用の9割。上限9万円）                   |      |           |
| 工事見積額                   | 金 円  |      |           |
| 住宅の所有者氏名                | 氏名   |      | 申請者から見た続柄 |
|                         | 氏名   |      | 申請者から見た続柄 |
| 同居家族の世帯構成<br>生年月日<br>続柄 | 氏名   | 生年月日 | 申請者から見た続柄 |
|                         |  |      |           |
|                         |  |      |           |
|                         |  |      |           |
| 住宅改修理由                  |  |      |           |
| 住宅改修の内容                 | 手すりの取付け（ ）<br>段差解消（ ）<br>床材変更（ ）<br>その他（ ） |      |           |
| 住宅改修の着工及び<br>完了予定年月日    | 着工予定年月日                                    | 年    | 月 日       |
|                         | 完了予定年月日                                    | 年    | 月 日       |

添付書類：平面図、見積書、住宅の所有者の承諾書（自己所有の場合は除く。）、改修前の写真  
注）市町村民税が非課税であることを長久手市において確認できない場合は、非課税証明書を添付すること。

(裏面)

承 諾 書

長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付申請にあたり、建物の改修を承諾します。

年 月 日

建物所有者 1 住所

氏名

建物所有者 2 住所

氏名

長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで申請のありました、長久手市高齢者住宅改修事業補助金については、下記のとおり決定します。

記

1 補助金交付決定額

金 円

2 交付条件等

- (1) 次の事項に該当する場合は、あらかじめ長久手市高齢者住宅改修事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号の1）を提出し、市長の承認を受けてください。
  - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
  - イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けてください。
- (3) 補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- (4) 長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付要綱を遵守してください。

長久手市高齢者住宅改修事業補助金不交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで申請のありました長久手市高齢者住宅改修事業補助金については、下記の理由により不交付とします。

記

（理由）



長久手市高齢者住宅改修事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

長久手市長 殿

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けました長久手市高齢者住宅改修事業について、申請内容を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認願います。

記

1 補助事業内容の変更（中止・廃止）

2 変更（中止・廃止）理由

様式第4号の2（第7条関係）

長久手市高齢者住宅改修事業補助金変更（中止・廃止）承認（却下）通知書

第 号

年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで申請のありました長久手市高齢者住宅改修事業の変更（中止・廃止）について下記のとおり承認（却下）します。

記

補助事業内容の変更（中止・廃止）承認（却下）理由

長久手市高齢者住宅改修事業補助金実績報告書

年 月 日

長久手市長 殿

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けました  
長久手市高齢者住宅改修事業が完了しましたので、下記のとおり報告しま  
す。

記

1 補助金申請額

金 円（補助事業に要する費用の9割。限度額9万円）  
（改修工事費 金 円）

2 事業完了年月日

年 月 日

3 添付書類

- (1) 補助事業に要した費用の領収書及び内訳書の写し
- (2) 改修後の写真（改修前後が比較できるもの）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付額確定通知書

第 号

年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで報告のありました長久手市高齢者住宅改修事業補助金については、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

1 交付確定金額

金 円

2 交付条件

- (1) 収入予算関係を明らかにした調書を作成し、その他証拠書類とともに整備し、当該年度から5年間保管してください。
- (2) 補助金を補助事業以外に使用しないでください。
- (3) 補助事業の内容を市長の承諾なしに変更し、若しくは中止し、提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関して不正な行為があったときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (4) この通知から30日以内に長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付請求書（様式第7号）を提出してください。

長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付請求書

年 月 日

長久手市長 殿

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号で額の確定のありました長久手市高齢者住宅改修事業補助金を下記のとおり、請求します。

記

請求金額 金

円

|                                 |                  |                 |
|---------------------------------|------------------|-----------------|
| 金融機関名                           | 銀行<br>信用金庫<br>農協 | 本店<br>支店<br>出張所 |
| 口座番号                            |                  | 種別 普通 当座 貯蓄     |
| ふりがな                            |                  |                 |
| 口座名義人                           |                  |                 |
| 上記の口座に振り込むことを承諾します。             |                  |                 |
| 氏名 ⑩                            |                  |                 |
| ※この欄は、請求者と口座名義人が異なる場合に記入してください。 |                  |                 |